

平成 22 年 6 月 4 日

各 位

上場会社名 株式会社シニアコミュニケーション  
(コード番号: 2463 東証マザーズ)  
本社所在地 東京都港区赤坂 9-7-1  
ミッドタウン・タワー3階  
代表者 代表取締役社長 林 剛 之 介  
問合せ先 財務統括部 鈴木 裕 也  
TEL (03) 5414-6870 (代表)

### 外部調査委員会による調査報告書のご報告について

当社は、平成 22 年 4 月 13 日付「調査委員会の設置に関するお知らせ」並びに同年 4 月 16 日付「調査委員会の委員決定に関するお知らせ」にてご報告のとおり、当社は、一部の会計処理の修正を要する可能性のある事象に対し、調査内容の中立性が確立された厳正な調査を実施することを目的として、外部調査委員会(委員構成: 弁護士中島信一郎、公認会計士江口俊治、公認会計士橋本聡)を設置いたしました。

外部調査委員会には、第三者の立場から事象の事実確認、調査範囲・方法の決定、事象発生の原因究明及び再発防止策等の提言を依頼しておりましたが、本日付で外部調査委員会より調査報告書を正式に受理いたしましたので、調査報告書を別添にてご報告いたします。数値についてのサマリーは次ページの表をご覧ください。

なお、外部調査委員会の調査報告書においては、不適切な会計処理が各事業年度の利益へ与える影響額が明示されておりません。この要因は以下の通りでございます。

平成 16 年 3 月期から平成 22 年 3 月期第 3 四半期までの決算修正を行う必要があり、各事業年度において決算修正事項が多岐にわたり、決算確定するのにかなりの時間を要するため。

決算修正を行った各事業年度の財務諸表について会計監査を受けることが必要であり、に引続き、かなりの時間を要するため。

株主の皆様へ、把握した事象の内容とその事象が売上高に与える影響額につきまして、一日でも早く開示すべきである、という判断をしたため。

本件につきましては、当社株主、取引先、その他関係者の皆様に対しまして、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。当社は、外部調査委員会からの調査報告及び提言を真摯に受け止め、関係者の皆様の信頼回復に向けて、再発防止策の構築に取り組む所存であります。

また、外部調査委員会より修正の指摘を受けたのは平成 22 年 3 月期の決算の確定及び平成 16

年3月期から平成22年3月期第3四半期でございますので、外部調査委員会の確認を適宜受けた上で、平成22年3月期の決算の確定及び平成16年3月期から平成22年3月期第3四半期報告書等の決算の修正につきましては、現在、確定及び訂正作業を鋭意進めて参ります。関東財務局へは平成18年3月期有価証券報告書から平成22年3月期第3四半期報告書までの各書類を提出いたします。平成22年3月期有価証券報告書を含めた各提出書類の提出及び決算短信の発表につきましては、本日付「定時株主総会の延期及び有価証券報告書の提出遅延に関するお知らせ」にてご報告のとおり、7月下旬を目途に行う予定であります。

今回の修正について、外部委員会からの報告により、以下の売上計上について修正する必要があることが判明いたしました。

- 「売上計上の取消処理が必要な売上高」について。
- 「売上計上時期の修正が必要な売上高」について。
- 「進行基準が適用できない場合の売上計上基準」について。

につきましては、売上計上を取り消し。 につきましては、それぞれ売上計上時期の変更を行うこととなりました。取消及び修正すべき売上額につきましては、以下の表の通りでございます。

表1：今回の不適切な会計処理に関する売上高の修正

単位：百万円

事業年度	売上取消	売上計上時期の修正			
		修正前	修正後	修正前	修正後
平成16年3月期	-	-	-	309	208
平成17年3月期	62	159	-	233	197
平成18年3月期	419	202	240	374	400
平成19年3月期	410	379	243	341	346
平成20年3月期	722	319	407	81	183
平成21年3月期	570	90	199	-	2
平成22年3月期	26	5	66	-	-
合計金額	2,211	1,157	1,157	1,339	1,339

- 1：百万円未満を切り捨て表示しています。
- 2：税抜金額となっております。

また、修正反映後売上高と公表売上高との差額は以下の通りでございます。

表2：表1の修正反映後売上高と公表売上高との差額

単位：百万円

事業年度	公表売上額	修正反映後 売上額	差額
平成16年3月期	446	345	100
平成17年3月期	643	386	257
平成18年3月期	1,150	794	355
平成19年3月期	1,377	835	541
平成20年3月期	1,546	1,014	531
平成21年3月期	1,304	844	459
平成22年3月期	未公表	-	-
合計金額	6,468	4,221	2,246

- 1：百万円未満を切り捨て表示しています。
- 2：税抜金額となっております。
- 3：公表売上高及び修正反映後売上高は単体決算における売上高でございます。
- 4：上記数値につきましては、監査法人監査を行っておりませんので、正式に公表する際の数字とことなる場合がございます。ご了承ください。

# 外部調査委員会 調査報告書

平成 22 年 6 月 4 日

株式会社シニアコミュニケーション  
外部調査委員会

## 当委員会の概要

### 1 当委員会設置の経緯及び当委員会の目的

株式会社シニアコミュニケーション（以下、「当社」という。）において、平成 22 年 3 月 16 日の監督官庁の任意調査を契機に、過去において不適切な会計処理が行われていた疑いがあることが判明した。

そこで、当社は、過年度の不適切な会計処理と疑われるものの詳細とともに、それがどのような経緯で発生したかについて、鋭意社内調査を進めてきた。

その後、当社は、過年度の不適切な会計処理につき、第三者の立場で厳正かつ徹底した事実関係及び原因究明の調査を進めるとともに、適切な処理を図ること及び不適切な会計処理を防止するために有効な再発防止策の策定を目的として、平成 22 年 4 月 13 日に外部有識者のみで組成される当委員会を設置することを決定した。

### 2 当委員会の構成

当委員会の構成は、平成 22 年 4 月 16 日付「調査委員会の委員決定に関するお知らせ」において公表したとおりであり、弁護士 1 名及び公認会計士 2 名の 3 名で構成されている。

各委員はいずれも当社と業務上の契約関係はなく、厳正な調査を期待しうる者である。

### 3 当委員会による調査期間・方法・対象

当委員会は、平成 22 年 4 月 13 日から平成 22 年 6 月 4 日までの間を調査期間として、調査方針の決定、調査の進捗状況の確認等を行いながら、当社の取締役、監査役、従業員及び監査法人に対して必要な事情聴取を行うとともに過去の関係資料の精査を行った。

当委員会は、当社の過年度における販売取引及びソフトウェアの会計処理の妥当性を中心に不適切な会計処理について検討したが、途中、抜本的な調査方法の変更の必要性が生じた経緯から、結果的に平成 16 年 3 月期から平成 22 年 3 月期第 3 四半期までの期間が調査対象となった。

なお、当委員会の調査結果は、上記のような時間的制約の下、当社及び関係者から当委員会に対して任意に開示された資料に基づいていることを付言する。

## 調査によって認定した事項

### 1 本件の関与者

当委員会の調査の結果、今回の不正行為等に関与した者は、取締役 3 名及び従業員 2 名であることが判明し、その他の者の関与は認められなかった。

以下、詳述する。

## 2 事実の概要

### (1) 不正会計処理の端緒

当社は、中学・高校の同級生であった山崎伸治氏（以下、「山崎氏」という。）渡部正教氏（以下、「渡部氏」という。）馬谷尚利氏（以下、「馬谷氏」という。）によって、平成 12 年 5 月 17 日に設立された。当社は、シニアマーケット専門のコンサルティング業務などを行う会社であるが、創業メンバーである前記 3 名は、会社運営全般については山崎氏、営業は渡部氏、財務は馬谷氏という役割分担をしていた。

山崎氏は、創業当時の目標として株式上場を掲げていた。山崎氏は、創業 2 年目ころから、多くの証券会社から株式上場の勧誘を受けていたが、上場時期については早ければ早いに越したことはないと考えていた。

当社が実際に上場準備を始めたのは、平成 15 年ころからであるが、上場達成については、財務責任者である馬谷氏の重要ミッションとされた。また、創業メンバーである馬谷氏自身も、上場することでシニアマーケットの先駆けとしてネームバリューや信用力を上げることができれば、会社は右肩上がり成長できると考えていた。

当社は、平成 16 年 3 月期より、監査法人による監査を受けるようになったが、監査法人との協議を経て、売上計上基準として「進行基準」を採用することとなった。「進行基準」とは、決算期末にプロジェクト進行程度を見積り、適正なプロジェクト収益率によってプロジェクト収益の一部を当期の損益計算書に計上する売上計上基準をいう。その際、馬谷氏は、「進行基準」を、実態よりも前倒しに売上計上できるものと理解し、実際に入金さえあれば、多少の前倒しは許されるものだと曲解した。馬谷氏は、山崎氏及び渡部氏にもそのような説明をした。これに対し、山崎氏らは、「馬谷に任せておけば大丈夫」という認識のもと、「進行基準」の内容について精査することなく、馬谷氏の説明に了解し、売上計上方針については、馬谷氏に一任することにした。

当社は、平成 16 年 6 月、HS 証券と主幹事契約を締結し、上場の準備をした。当社の業務の性格上、年度初めは売上は低く、年度の後半になって売上が増加するという傾向があった。このような事情から、年度の前半は本来売上について低い数字しか出せないのが実情であった。しかし、馬谷氏には、上場のために、「会社が成長していなくては。」という意識があったので、「進行基準」に関する誤った認識のもと、平成 17 年 3 月期の期初から実態より前倒しでの売上計上や実際はまだ売上計上すべきではない案件も売上計上の対象とした。

平成 17 年 3 月期中には、途中で契約金額が減額されたり、契約が頓挫したりして、実際に入金が見込めないものが生じてきた。本来なら、既に売上計上したものの取消処理及び業績予測の下方修正をすべきであったが、すでに平成 17 年 3 月期の中間の監査が終了していたことから、馬谷氏にとっては、後には引けない状況にな

っていた。馬谷氏は、「上場のためには数字を減額する訳にはいかない。」「監査法人に疑われる。」「社内の人にも疑われる。」「社外役員を出してもらっているA社やB社に対し、すでに営業成績の報告をしているので、今更虚偽でしたとは言えない。」という意識から、不正会計処理を継続することとした。

そこで、馬谷氏は、架空の売上を計上するとともに、当時、監査法人との協議により、不良債権化（個別貸倒引当金の計上や売上の取消）する基準を決定していたので、その基準に抵触しないように正常債権を装い、不良債権化を先延ばしにする手立てを考えた。例えば、通常であれば契約後1年で入金されるべきところを、特殊な事情があるとして、1年半後に入金されるかのように装って案件自体の長期化を図ったりした。

そして、馬谷氏は、監査法人の監査に対応するため、発注書等を売上計上時期に合わせて作り変えるとともに、事実と異なるタイムシートや進行基準表を作成するなど、監査法人に対する会計証憑を自ら偽造した。

馬谷氏は、監査法人から営業責任者である渡部氏に対し売掛金についての話を聞きたいと言われた際には、渡部氏に対し、自身の説明するとおりに話すよう指示し、渡部氏もまた馬谷氏の指示に従って監査法人に説明するなどの対応をした。

山崎氏、渡部氏及び馬谷氏（以下、「関与取締役」という。）は、売上の前倒し計上、入金の見込みのない案件を「不稼働」と呼び、前記3名で構成する経営会議において、その都度、馬谷氏から報告を受け、会計処理方針を決定した。

## (2) 上場準備から上場へ

当社は、当初、平成17年3月期中に、上場する予定であったが、上場準備中に過去の書類の不備などもあり、当該年度での上場は断念した。

当社は、平成17年1月、主幹事会社をHS証券からみずほインベスターズ証券に変更した。上場準備は、馬谷氏及び同人の部下であったX氏によって進められたが、それに合わせて、馬谷氏は、X氏に対し、架空売上の計上を含む不正会計処理に協力するよう指示した。

具体的には、売上の前倒し計上（進行基準表の作成）途中で頓挫・減額された案件や売上計上後入金されない案件のATMからの入金填補処理、監査法人への説明会計証憑（発注書、検収書等）の偽造、残高確認書に関する処理（郵便局への回収、残高確認状のポスト投函）などの、犯罪行為を含む不正行為に協力するよう指示した。その際、馬谷氏は、X氏に対し、「本件については、山崎さんや渡部さんも全て知っており、会社の意思である。会社存続のために必要である。」という旨を伝えていた。

山崎氏は、馬谷氏から、同人及びX氏が行っている不正行為の概要の報告を受けていたが、平成17年半ばごろ、馬谷氏から、「クライアント担当者名を記載する必要のある書類について、見本と同じように筆跡を変えて記入して欲しい」と要請され

た。山崎氏は、同人の要請に応じ、指示通り、有印私文書偽造に加担した。また、渡部氏も、馬谷氏より、監査法人に対する説明用の書類に関して、「書類に取引先の担当者名を書いて欲しい。社内の日別タイムシートに社員の名前を書いて欲しい。」という要請を受けた。渡部氏は、その要請に従い、有印私文書偽造に加担した。

山崎氏は、この時点で不正な売上計上を中止するとこれまでの全ての不正会計処理が発覚し、大株主であるA社やB社などにも知れるところになり、上場はおろか会社の倒産にまで至りかねないと考え、かかる事態を避けるため、当社の代表者として、かかる不正会計処理を続けることを容認した。

関与取締役は、有価証券届出書等に虚偽記載があることを認識しながら、上場を行った。保有株式の売出し数や有価証券届出書等に記載されている内容については、前記3名が、経営会議等において協議し決定した。但し、保有株式の売出し数については、主幹事会社のみずほインベスターズ証券からのアドバイスがあった。また、平成18年6月のブロックトレードによる保有株式の一部売却や、同年11月の公募時の売出しの際も同様に、虚偽記載の認識を持ちながら、3名協議の上、決定した。

### (3) 株式売却益による滞留売掛金入金填補

馬谷氏は、既述の不良債権化を先延ばしにしてきた案件について、これ以上の先延ばしは不可能な状況になってきたので、まず自らの手持ち資金（株の売却益）を入金填補した。それでも、不良債権化を防止できなかったことから、順次渡部氏、山崎氏に対し、滞留売掛金入金填補のための資金提供を求めた。渡部氏及び山崎氏は、不正会計処理の穴埋めであることを認識しながら、馬谷氏に資金提供を行った。ただ、その際、振込による資金提供では、三者間の不自然な資金移動から、前記3名以外の者に不正会計処理が発覚する虞があると判断し、資金提供は全て現金で行うこととした。

平成18年2月28日から同年12月29日までの間、株式上場、公募売出による株式売却等により得られた資金を、関与取締役で合計194百万円、A T M経由で、架空に計上された売掛金等に対し、入金填補を行った。

平成19年1月から、法改正により、A T Mによる10万円以上の入金が禁止されることになった。馬谷氏は、A T M経由では、入金填補できなくなったことから、自己及び同人の家族でもない、また山崎氏や渡部氏でもなく、かつ、当社と何の関わりのない口座を作ることが必要となった。

平成18年12月、馬谷氏は、知人Y氏（以下、「第三者」という。）に対し、同人名義の銀行口座開設を依頼した（以下、「第三者口座」という。）。第三者は、馬谷氏の依頼を受け、馬谷氏のために、銀行口座を開設した。第三者については、山崎氏及び渡部氏も、当時すでに馬谷氏より紹介を受けており、面識があった。山崎氏及び渡部氏も、第三者名義での口座開設につき、了解していた。馬谷氏は、

平成 19 年以降、山崎氏及び渡部氏から、現金で資金を受け取り、それを A T M で第三者口座に入金し、さらに第三者口座から当社への入金補填を継続した。

(4) 株式担保融資による滞留売掛金入金填補

平成 19 年 6 月、馬谷氏は、株式売却益だけでは入金填補には不足となったことから、山崎氏及び渡部氏に対し、各人が所有する当社の株式を担保として融資を受ける株式担保融資による資金調達を提案した。同人等は、株式担保融資による資金が、入金填補のために使われることを認識しながら、馬谷氏の提案を了承した。山崎氏等の了承を得た馬谷氏は、株式担保融資の手続を単独で行い、その結果、関与取締役で合計 250 百万円の融資を受けることができた。

馬谷氏は、株式担保融資により得られた資金を A T M で第三者口座に入金した上、同口座から当社宛に滞留売掛金入金填補した。

(5) 給与の架空計上による資金の還流

馬谷氏は、滞留売掛金入金填補のための資金が枯渇したことから、さらに、山崎氏及び渡部氏に資金提供を求めたが、同人等にもすでに資金提供するだけの余裕がなかった。そこで、3 名は協議の上、当社に保有されている資金を一旦会社から経費名目で出金し、それを架空売掛金の代金として入金するという方法を考えた。その際、馬谷氏がその具体的な手法を報告し、山崎氏らの了承を得た。

馬谷氏は、請求書さえあれば経費として会社からの出金が可能である考え、架空の経費を立てることとした。その際、馬谷氏が、監査役や監査法人に対し説明が付くものとして、まず考えたのは、既に退職した社員の名義を使い、架空の給与を第三者口座に送金することであった。

しかし、この手法は、出金の額が少なく、又税務署に発覚するおそれもあったことから、馬谷氏は 1 年で中止した。

(6) ソフトウェアの架空計上による資金の還流

C 社の請求書の偽造

平成 19 年 12 月ころ、株式担保融資によって捻出した資金も枯渇してきたことから、馬谷氏は、ソフトウェアの購入費用の架空計上により資金を捻出することにした。当時、当社には、システム部門もなく、また導入したシステムも少なかったため、馬谷氏は、システム導入により、トータルで 200 百万円から 300 百万円は経費を計上することが可能であると考えた。

そこで、馬谷氏は、山崎氏に対し、「システムに対するソフトウェア購入費用の経費計上をうまくやると、穴埋め資金が捻出でき、これまでの不正会計処理を収束できるので進めたい。これで一気に不正会計処理が解消する。自分に任せてく

れ。監査法人のチェックにも耐えられる。」と申し述べた。それに対し、山崎氏は、馬谷氏の提案を了承した上で、具体的手法につき同人に一任した。

馬谷氏は、当社と過去に全く取引がない会社からの請求では、監査法人が不審に思うと考え、以前に実際に取引のあった会社のうち、C社の請求書を偽造することにした。馬谷氏は、当初は、単独で、上記取引先の請求書を切り貼りした上、同じフォントにして、同じように当てはめて請求書を偽造していた。ただ、その作業は、非常に細かく煩瑣な作業であったことから、馬谷氏は、協力者が必要であると考えた。

平成20年夏前後、馬谷氏は、当社の従業員Z氏に対し、「経理上必要な仕事を一つやって欲しい。データ化して欲しい。」と言って、前記C社の請求書をデータ化することを指示した。その際、馬谷氏は、Z氏に対し、「既に過去にZの机から印鑑を拝借し、システムの請求書を作成した。」「C社の請求書はデータで存在しないため、過去の請求書から切り貼りを行っていたので、データの的に変更して似せて欲しい。」と言った上で、さらに、「山崎、渡部もこのことは知っている。」と申し向けた。

Z氏は、直属の上司馬谷氏の業務命令であること、既に自分の印鑑が偽造私文書の作成の用に供されている事実を知って「逃れられない。」という気持ちになったことから、馬谷氏の指示に従わざるをえなくなった。

馬谷氏は、請求書のサンプルをZ氏に渡すと、同氏に対し、「時間がないので、直ぐに作ってくれ。」「会社のスキャナーは使うな。作業は自宅でやるように。」と強要した。Z氏は、その後、馬谷氏から、データ化した請求書について、「金額や内訳」などにつき変更のポイントを指示された上、請求書を作成することを強く命じられ、請求書を偽造せざるを得なかった。

当初、馬谷氏がZ氏に対し作成を命じた請求書の金額は、10百万円か20百万円くらいであった。その後、回数を重ねる内に金額が高額になっていった。平成21年末には、100百万円、200百万円という大きな額になっていた。

#### D社及びE社の請求書等の偽造

平成20年年末ころ、馬谷氏から、Z氏に対し、再度データ化の指示があった。架空経費の計上が発覚しないように、請求先を分散させたいということであった。

馬谷氏は、当時取引があったD社株式会社の請求書・発注書を持ってきて、Z氏に対し、「紙コピーをデータ化するように。」と指示した。

Z氏は、馬谷氏の指示通りにデータ化したのち、フォーマットを馬谷氏に送付した。

同じ頃、馬谷氏は、Z氏に対し、E社のフォーマットの入手を指示した。Z氏は、馬谷氏の指示に従い、フォーマットを入手して、馬谷氏に交付した。馬谷氏は、入手したフォーマットを利用して請求書等を偽造した。

#### 監査法人からのヒアリング

平成 21 年ころ（詳細な時期不明）、馬谷氏は、Z 氏に対し、「監査法人からヒアリングで説明が必要になった、対応をしてくれ」、「図を示して説明して欲しい」などと指示した。また、馬谷氏は、Z 氏に対し、「監査法人対策として、資料を作成する必要がある」と言い、同人に対し、実際は存在しないサーバーやシステムについてその内容を記載した書面の作成を命じた。

Z 氏は、監査法人との協議に臨むに際し、馬谷氏から「自力での開発やプログラムはできないので、基本的に全て外部に委託しています。」と監査法人に説明するように強要された。

#### (7) MBO

平成 21 年 1 月ころ、リーマンショックに端を発した経済不況に伴い株式市場が低迷しており、特に、マザーズ市場を含む新興市場への影響は甚大で、当社株価も大きく下落していた。

馬谷氏は、このような環境下、多くの上場会社が、MBO や M&A を検討しているということ多数の証券会社、M&A サポート会社、経営コンサルティング会社などから聞くに及び、かつ、実際にいくつか具体的な提案を受けていた。

馬谷氏は、架空計上の隠蔽のための一つの手法として MBO を実施すべきであると考え、山崎氏に相談したところ、同氏もこれを了承した。そこで、馬谷氏は、MBO を実行すべく、M&A サポート会社と契約し、資金調達を試みたが、資金調達環境が厳しい折、MBO に必要なローンが組成できないということでその実行を断念せざるを得なかった。

#### (8) 長期営業債権

馬谷氏は、ソフトウェアの架空計上による入金填補を進め、かつ、MBO の検討を進めていた。しかし、なかなか不正会計処理の填補ができないことから、別の手法として長期営業債権による処理も検討した。具体的には、既に計上している売上のうち、クライアントからの入金が見込めなくなってしまう案件について、「長期未回収」を理由に、一旦長期営業債権として固定資産に移すとともに、個別貸倒引当金を計上し、その後、様子を見た上で貸借対照表から削除するという処理方法である。

馬谷氏は、この処理方法であれば、ソフトウェアの購入資金の還流による入金填補よりも、架空入金を行わなくても処理できるという意味で監査法人及び監査役に説明しやすく、より実態に近い処理だと考えた。そこで、馬谷氏は、F 社案件及び G 社案件について実際に長期営業債権による処理を行った。しかし、G 社案件について、監査法人及び監査役からの事実確認や内容についての追及が非常に厳しかった。

たことから、その後同様の処理を行うことは難しいと判断した。

G社案件においては、監査法人及び監査役から営業担当者による説明を求められたため、馬谷氏は、渡部氏に対し、事前に長期営業債権化のスキームを説明した上で、同人から監査法人及び監査役に対し説明をさせた。

#### (9) 監督官庁の調査による不正会計処理の発覚と隠蔽工作

平成 22 年 3 月 16 日、監督官庁から当社に連絡が入り、本件の不正会計処理の事実が発覚した。同日、馬谷氏は、山崎氏及び渡部氏と協議し、今後の当社の経営、事業継続のためには、本件は馬谷氏自身が単独で行ったとすべきであるとの提案をし、山崎氏及び渡部氏もこれを了承した。

同年 4 月 13 日に調査委員会設置に関する IR 情報が公開され、当委員会が設置されるとともに、当委員会による調査が開始した。山崎氏は、当初、本件不正会計処理は馬谷氏が単独で行ったと主張した。

同月 28 日、監督官庁による X 氏に対する事情聴取及び当委員会からの追及の結果、山崎氏及び渡部氏の不正会計処理への関与が発覚するとともに、同氏らによって、口裏合わせの隠蔽工作が行われていたことが判明した。

### 3 不適切な会計処理に至った経緯及び動機

#### (1) 経緯

不適切な会計処理に至った経緯は、前記 1 のとおりである。

#### (2) 動機

##### 上場のため

株式上場は、山崎氏の創業当初からの目標であったことから、本格的に上場の準備を始めた平成 17 年 3 月期の全社的な目標は、株式を上場することであった。

当時、上場達成の責任者であった馬谷氏は、上場に向けて売上を増加させる必要があったことから、「会社が成長していかななくてはならない。」という意識のもと、不正会計処理を行うようになった。

##### 不正会計処理の隠蔽のため

不正会計処理を始めた関与取締役は、その後、売上を増加させることによって、不正会計処理を解消できると考えた。しかし、実際の売上は予想したほど伸びず、これにより当初の不正会計処理を解消できなかった。関与取締役は、これを隠蔽するために、不正会計処理を続けるしかなかった。

##### 会社倒産回避のため

社外役員を出していた大株主の A 社及び B 社に対し、平成 17 年 3 月期の売上につき虚偽の報告をしていたことから、不正会計処理が発覚すれば、創業して間もな

い会社の信用が失墜し、倒産するおそれがあった。また、上場後も、上場前からの不正会計処理が発覚すれば、会社が倒産するとの認識のもと、関与取締役は、不正会計処理を中止することは出来なかった。

#### 4 長期間に渡り不適切な会計処理等が発覚しなかった原因

##### (1) 監査法人の会計監査の指摘を回避するために行われた不正行為及び犯罪行為

(詳細は、「 不適切な会計処理等が行われた概要」参照)

取引先担当者印、取引先会社印(角印)及び取引先代表印の偽造印を用いた有印私文書の偽造

進行基準に関する会計証憑の偽造

取引先になりすました不正送金による滞留売掛金入金填補

( ) 関与取締役の資金を用いたATMによる当社への滞留売掛金入金填補

( ) ネットバンクを悪用した第三者口座から当社への滞留売掛金入金填補資金の送金

不正経理による第三者口座への不正送金

( ) 給料の架空計上による第三者口座への不正送金

( ) ソフトウェアの架空計上による第三者口座への不正送金

( ) 上記( )及び( )についてのファームバンキングを利用した当社から第三者口座への不正送金

残高確認の監査手続に対する犯罪行為

##### (2) 内部管理体制の不備

不正会計処理は、馬谷氏を中心に行われたが、当社では、営業、人事、財務などあらゆる権限が馬谷氏に集中していた。職制上、唯一馬谷氏の不正行為をチェックすることができるのは代表取締役社長の山崎氏であったが、山崎氏は、馬谷氏と中学・高校の同級生であり、かつ、前職では同じ金融機関で勤務していたということもあり、馬谷氏に全てを任せ、同人の経営管理能力を過信していたことから、不正会計処理を防止することはできなかった。

## 不適切な会計処理等が行われた概要

### 1 会計証憑を偽造することによる架空売上計上

#### (1) 当社の売上計上基準及び販売取引における業務フロー

##### 売上計上基準について

当社のコンサルティング関連プロジェクト及びプロモーション関連プロジェクトに関する売上計上基準の採用状況は下記のとおりである。

	平成 16 年 3 月期 ~ 平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期 ~ 平成 22 年 3 月期
売上計上 基準	3 百万円以上の案件について 進行基準 (3 百万円未満の案件は完了基準)	全ての案件について 原則完了基準 (分割検収可能なものは検収基準) (但し、平成 20 年 3 月期は、平成 19 年 3 月期に発生した進行基準適用案件についてのみ進行基準を適用)

##### 販売取引における業務フロー

コンサルティング関連プロジェクト及びプロモーション関連プロジェクトにおいて、商談開始から取引先からの検収書入手までの業務フローは下記の通りである。

- ( ) 商談開始
- ( ) 取引先に提案書提出
- ( ) 取引先から注文書受領
- ( ) 取引先へ役務提供
- ( ) 取引先から検収書入手 (分割検収の場合もある)

上記業務フローにおいて、売上計上のタイミングは下記の通りである。

< 進行基準を採用した販売取引 >

( ) から ( ) の間に、当社のプロジェクト関係者の直接作業時間を進捗率の計算基準として、契約金額をプロジェクト期間において月次売上計上

< 完了基準又は分割検収基準を採用した販売取引 >

( ) のタイミングで売上計上

( 2 ) 売上計上の根拠証憑を偽造することによる架空売上計上

調査の結果、馬谷氏は、発注書や契約書が存在する真正な取引について、社内規則上、売上計上に必要な進行基準表や検収書を偽造することにより、平成 17 年 3 月期から平成 22 年 3 月期の間に架空売上計上を行ってきたことが判明した。

( 3 ) 販売取引全般に関する会計証憑を偽造することによる架空売上計上

当社の売上計上基準において、売上計上が行われる一番早いタイミングは、進行基準が適用された取引の「 1 ( 1 ) ( ) 取引先から注文書受領」のタイミングであるべきである。

しかし、調査の結果、馬谷氏は、「 1 ( 1 ) ( ) 商談開始」から「 1 ( 1 ) ( ) 取引先に提案書提出」の段階の営業情報を社内より収集し、社内規則上、売上計上に必要な会計証憑（発注書、進行基準表及び検収書）を偽造することにより、あたかも真正な取引が存在するような偽装工作を行い、平成 17 年 3 月期から平成 22 年 3 月期の期間において、「 1 ( 1 ) ( ) 商談開始」から「 1 ( 1 ) ( ) 取引先に提案書提出」の段階での売上計上を行ってきたことが判明した。

特に、発注書及び検収書といった取引先が捺印する書類について、馬谷氏は複数の取引先偽造印を作成し、反復継続的にこれを利用していった。この架空売上計上のうち、後日、取引先との間で真正な取引として、発注書の受領又は契約締結等の契約行為が行われ、最終的には取引先から売掛金回収できた取引も存在するが、売上計上時期に問題があったことについて疑う余地はない。

( 4 ) 最終的に取引先から入金があった架空売上計上

( 2 ) 及び ( 3 ) において把握された架空売上計上のうち、最終的に取引先から売掛金の入金があった架空売上計上の合計金額は、平成 17 年 3 月期から平成 22 年 3 月期の間に 1,157 百万円となった。

本架空売上計上は、最終的に売掛金の入金があったものの、売上計上時期において問題があったため、正しい売上計上時期への修正が必要である。

( 5 ) 最終的に取引先より入金がなかった架空売上計上

( 2 ) 及び ( 3 ) において把握された架空売上計上のうち、売上計上後に「 1 ( 1 ) ( ) 取引先から発注書受領」から「 1 ( 1 ) ( ) 取引先から検収書入手 ( 分割検収の場合もある ) 」の間にプロジェクトが頓挫又は発注金額が減額されたことにより、取引先からの売掛金入金が不可能となった架空売上計上の合計金額は、平成 17 年 3 月期から平成 22 年 3 月期の期間に 2,211 百万円となった。

本架空売上計上は、そもそも当社の経理規程に定める売上計上基準の要件を満たしていないため、全額について売上計上取消処理を行う必要がある。

2 進行基準が適用された売上についての修正

( 1 ) 当社において進行基準が適用可能な前提条件

当社において、平成 16 年 3 月期から平成 20 年 3 月期までは、売上計上基準として進行基準を適用していた ( 但し、平成 20 年 3 月期は、平成 19 年 3 月期に発生した進行基準適用案件についてのみ進行基準を適用 )。進行基準はその適用にあたり、当時の国際会計基準においては、下記 4 要件を満たしていることが必要である旨、規定されていた。

収益額が信頼性をもって測定できること

経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと

進捗度が貸借対照表日において信頼性をもって測定できること

発生した原価と取引の完了に要する原価が信頼性をもって測定できること

国際会計基準自体は日本の会計基準に対して何ら強制力を持たないものの、当時の日本の会計基準においても、内容をほぼ同じくする工事進行基準が存在し、その適用要件は国際会計基準ほど詳細に明示されていなかった。当社は監査法人の指導により、進行基準の適用において、より精緻な要件定義を行うため、当時の国際会計基準における 4 要件を、適用の前提条件と見なしていた。

( 2 ) 当社の実態

当社の場合、前述の「( 1 ) 進捗度が貸借対照表日において信頼性をもって測定できること」という要件を充足するためには、進捗度測定の配賦基準である、案件に関与した各営業担当者等の直接作業時間を、各営業担当者等が日別タイムシートにおいて月次で記録及び報告することが前提条件であった。

しかし、調査の結果、営業及び案件推進担当部署の業務運営において、各営業担当者等が案件別直接作業時間を月次で報告する制度は存在せず、日別タイムシート及び案件別人件費表に記載されている直接作業時間は、全て馬谷氏が独自の判断で

記載していたことが判明した。この結果、当社においては、進行基準を適用するに足る前提条件が存在しなかったことになる。

また、馬谷氏は、この事実が監査法人に発覚することを回避するため、通常は下記の流れで作成されるべき進行基準の会計証憑について、まず、における進行基準表を作成して、必要な月次売上高を算定し、さらに、この月次売上高とつじつまが合うよう、逆進的にと会計証憑を作成していたことが調査により判明した。

営業及び案件推進担当部署が日別タイムシートに直接作業時間記入

日別タイムシートの直接作業時間をプロジェクト毎に案件別人件費表に記入

案件別人件費表で把握された人件費月額を進行基準表に転記し、当該プロジェクトの月間売上高を確定

また、馬谷氏は、進行基準において必要な会計証憑に自己完結的に他部門の責任者の承認印を捺印し、監査法人から日別タイムシートに作成者の署名を求められた際には、X氏に命じて営業担当者等になりすました署名を行わせ、監査法人にこれを提出していた。

さらに馬谷氏は、平成20年8月から同年9月に当社に税務調査が入った際、これらの進行基準に関する不正行為が発覚することを恐れ、「1(3)販売取引全般に関する会計証憑を偽造することによる架空売上計上」に係る会計証憑を全て廃棄した。

### (3) 進行基準が適用できない場合の売上計上基準

平成16年3月期から平成20年3月期までに、進行基準が適用された売上計上の合計金額は1,339百万円であったが、(2)に記述のとおり、当社においては、進行基準を適用するに足る前提条件が欠落していたため、結果として進行基準の適用は不適切であったと判断される。

このため、「1 会計証憑を偽造することによる架空売上計上」において指摘した以外の進行基準による売上計上について、売上計上基準を変更する必要がある。

調査の結果、当社の請求書において役務納品日は必須記載項目で、進行基準適用売上に関する請求書の保存状況は良好であり、納品日がほぼ検収日に近似していることが判明した。このため、売上計上基準を進行基準から納品基準に変更することが妥当であると思料する。

### 3 不正送金による滞留売掛金入金填補

#### (1) ATMにより当社への滞留売掛金入金填補

「 1(5)最終的に取引先より入金がなかった架空売上計上に対する売掛金は、監査法人から、長期滞留売掛金として、貸倒引当金計上が必要である旨の指摘を受けることになる。

調査の結果、平成18年2月から同年12月にかけて、馬谷氏はこの事態を回避するため、株式公開の売出しにより自己が得た資金を利用し、取引先名にてATMから当社に送金し、これをもって滞留売掛金入金填補を行った。

また、同様に渡部氏及び山崎氏も平成18年3月以降からではあるが、株式公開の売出しにより自己が得た資金を馬谷氏に預け、売掛金入金填補に協力していたことが判明した。

平成18年2月から同年12月までの間にATMによる当社への滞留売掛金入金填補の合計金額は194百万円である。

#### (2) 不正経理による第三者口座から当社への滞留売掛金入金填補

第三者口座の開設及び第三者口座から当社への滞留売掛金入金填補

法改正でATMによる10万円以上の現金送金ができなくなったことを契機に、馬谷氏は平成18年12月に知人に依頼し、滞留売掛金入金填補を管理実行する第三者口座を某銀行に開設した。

平成18年12月から平成19年7月までは、関与取締役の資金は、現金にて第三者口座に入金された後、取引先名にてネットバンクより当社に送金され、滞留売掛金入金填補に充てられた。

当初、関与取締役は、平成17年12月の株式公開時の売出し、平成18年6月のブロックトレード及び平成18年11月の公募時の売出しにより得た資金を滞留売掛金入金填補に充てていたが、平成19年6月ころから滞留売掛金の金額が膨らみ、自己資金では滞留売掛金入金填補を負担することができなくなり、三者の保有する当社株式を担保に金融機関から借り入れを行い、この資金を第三者口座に移動し滞留売掛金入金填補に充てていた。

関与取締役が、自己資金及び借入金を用いて第三者口座に送金した滞留売掛金入金填補用資金の合計金額は402百万円である。

平成19年12月以降は、株価下落により追加の株式担保借入を行うことができなくなり、馬谷氏は、後述の給与及びソフトウェアの架空計上により会社資金1,589百万円を第三者口座に滞留売掛金入金填補用資金として不正送金した。第三者口座から取引先名義にて当社に送金された滞留売掛金入金填補の合計金額は1,755百万円であり、また、第三者口座から関与取締役の株式担保借入金の返済のために支出された合計金額は236百万円であった。

また、馬谷氏は第三者口座から当社に滞留売掛金入金填補用の資金を送金する際、常に某銀行のネットバンクを利用した。通常の操作が行われた場合、ネットバンクを用いて当社に送金すれば、第三者口座名義人の名前が当社の通帳に記載されることになる。

某銀行のネットバンクにおいて、送金番号入力欄に多数の文字入力を行うと相手方の通帳記帳上、第三者口座名義人の名前は記載されず、送金番号入力に用いた文字のみが記帳される。馬谷氏は、この特性を悪用し、第三者口座から当社に送金を行う際に、第三者口座名義人の名前が当社の通帳に印字されないよう、送金番号入力欄になるべく入力文字数が多くなるように取引先名を入力し、送金を行っていた。このような送金が行われると、当社の通帳記帳上では、あたかも取引先から入金があったような記載となるため、不正送金の事実を誰も気づくことはなかった。

当社から第三者口座への不正送金及び不正会計による滞留売掛金入金填補資金の捻出

( ) 給料の架空計上による第三者口座への不正送金

馬谷氏は滞留売掛金入金填補資金の捻出のため、既に退職した社員の名義を用いて第三者口座に不正送金を行っていた。不正送金の合計金額は5百万円である。

( ) ソフトウェアの架空計上による第三者口座への不正送金

前述のとおり、馬谷氏は滞留売掛金入金填補資金の捻出のため、実在性のないソフトウェアについて開発業務委託費名目で、第三者口座に不正送金を行っていた。この不正送金の合計金額は1,584百万円である。また、このソフトウェア勘定について、平成20年3月期から平成22年3月期に間に、230百万円の減価償却費が計上された。

馬谷氏はソフトウェアの架空計上において、社内規則上及び監査法人による会計監査上必要な発注書、請求書、稟議書、固定資産検収報告書といった会計証憑を偽造するとともに、Z氏にこの一連の不正行為をほう助することを強要していた。

また、調査の結果、平成21年3月期にソフトウェア残高の急増に異常性を感じた監査法人の担当公認会計士が、ソフトウェアの内容について詳細ヒアリングを行った際、馬谷氏の指示の下、Z氏が虚偽の説明を行っていたことが判明した。

( ) ファームバンキングを利用した当社から第三者口座への不正送金

( ) 及び( )における、会社から第三者口座への不正送金は、全て馬谷氏が単独で行っていた。馬谷氏は一連の不正送金が発覚しないよう、他の経理部員がアクセス不可能な某銀行のファームバンキングを

利用していた。

馬谷氏は、会社から第三者口座に不正送金する際、最初に会計証憑を偽造したソフトウェア開発会社の口座番号及び送金金額をファームバンキングに入力し、入力直後に送金内容をプリントアウトし、これを送金完了時の会計証憑として仮装し、最終的には、送金先を第三者口座に入力変更して送金していた。このファームバンキング関係の銀行取引は完全に馬谷氏の支配下にあり、また通帳には振込先名が表示されなかったため、不正送金の事実を誰も気づくことはなかった。

#### 4 残高確認の監査手続に対する犯罪行為

前述のとおり、当社においては、平成 17 年 3 月期以降、架空売上計上が常習的に行われていた。当社の会計監査担当の監査法人は、毎決算時において残高確認の監査手続を行っていた。ここで、残高確認の監査手続とは、被監査会社の決算時点の売掛金等の残高について、監査法人が当該売掛金等の残高が記載された残高確認状を直接取引先に郵送し、取引先から郵送にて直接回答を得る監査手続である。通常、残高確認の監査手続によって得られた証拠は、外部証拠として強力な監査証拠となる。

馬谷氏は、この監査法人の行う残高確認の手続において、平成 17 年 3 月期決算においては、監査法人が残高確認状を取引先に直接郵送した後、架空売上計上が行われていた取引先に対して、渡部氏や営業担当者に、「監査法人から残高確認状が届くが、記入金額に誤謬があったため、開封せず直接シニアコミュニケーションに返送してほしい」旨の電話連絡することを依頼した。

馬谷氏は、取引先から返送されてきた残高確認状に、会計監査上問題とならないような回答記入を行い、偽造した取引先の担当者印又は代表印を捺印して、X 氏に命じて、消印が取引先住所地管轄郵便局となるよう、取引先の住所地近くのポストまで出向かせ、監査法人宛残高確認状の返信郵便の投函を行わせた。

平成 18 年 3 月期以降は、馬谷氏は、監査法人の担当公認会計士が郵便ポストに投函した残高確認状を直接的に詐取することを X 氏に命じていた。X 氏は、担当公認会計士が郵便ポストに残高確認状を投函する際これを尾行し、担当公認会計士が残高確認状を郵便ポストに投函後、その場から立ち去ったことを確認し、郵便局の集配係が来るのを近くで待ち伏せ、集配係が来たところで、「郵便物投函後に、内容に誤謬があることに気付いたので、この場で郵便物を回収させてほしい」旨伝え、投函された全ての残高確認状を回収していた。

これらの一連の信書隠匿及び開封という犯罪行為により、強力な監査証拠となるべき残高確認状の証拠力が無力化され、その結果、監査法人の会計監査において、架空売上計上及び貸倒引当金計上の指摘が行われる機会が奪われた。

## 過年度決算において行われた不適切な会計処理の金額推移等

### 1 売上計上の取消処理が必要な売上高

「 1 ( 5 ) 最終的に取引先より入金がなかった架空売上計上」について

単位：百万円

事業年度	金額	備考
平成 16 年 3 月期	-	上場直前々期
平成 17 年 3 月期	62	上場直前期
平成 18 年 3 月期	419	上場申請期
平成 19 年 3 月期	410	
平成 20 年 3 月期	722	
平成 21 年 3 月期	570	
平成 22 年 3 月期	26	
合計金額	2,211	

- 1 百万円未満を切り捨て表示している。
- 2 税抜金額である。

### 2 売上計上時期の修正が必要な売上高

「 1 ( 4 ) 最終的に取引先から入金があった架空売上計上」について

単位：百万円

事業年度	金額			備考
	修正前	修正後	差額	
平成 16 年 3 月期	-	-	-	上場直前々期
平成 17 年 3 月期	159	-	159	上場直前期
平成 18 年 3 月期	202	240	37	上場申請期
平成 19 年 3 月期	379	243	136	
平成 20 年 3 月期	319	407	88	
平成 21 年 3 月期	90	199	108	
平成 22 年 3 月期	5	66	61	
合計金額	1,157	1,157	-	

- 1 百万円未満を切り捨て表示している。
- 2 税抜売上である。

「 2 ( 3 ) 進行基準が適用できない場合の売上計上基準について

単位：百万円

事業年度	金額			備考
	修正前	修正後	差額	
平成 16 年 3 月期	309	208	100	上場直前々期
平成 17 年 3 月期	233	197	35	上場直前期
平成 18 年 3 月期	374	400	26	上場申請期
平成 19 年 3 月期	341	346	5	
平成 20 年 3 月期	81	183	101	
平成 21 年 3 月期	-	2	2	
平成 22 年 3 月期	-	-	-	
合計金額	1,339	1,339	-	

- 1 百万円未満を切り捨て表示している。
- 2 税抜金額である。

3 「 3 不正送金による滞留売掛金入金填補」における不正送金の流れ

単位：百万円

摘要	滞留売掛金入金填補用資金の捻出			滞留売掛金入金填補用資金の使途		
	ATM	第三者 口座	合計	当社 口座	関与取締 役に支出	合計
関与取締役が ATM から当社口座 に取引先名で送金	194	-	194	194	-	194
関与取締役が第三者口座に送 金	-	402	402	-	-	-
給料及びソフトウェア名目に て当社口座から第三者口座に 不正送金	-	1,589	1,589	-	-	-
第三者口座から当社口座に取 引先名にて送金	-	-	-	1,755	-	1,755
株式担保借入金返済資金とし て第三者口座から関与取締役 に支出	-	-	-	-	236	236
合計	194	1,991	2,185	1,949	236	2,185

- 1 百万円未満を切り捨て表示している。
- 2 関与取締役は 596 百万円 ( + ) を資金負担し、236 百万円 ( ) を資金回

収したことになる。

4 「 3 ( 2 ) 当社から第三者口座への不正送金及び不正会計による滞留売掛入金  
金填補資金の捻出」について

単位：百万円

事業年度	金額			備考
	給料	ソフトウェア等	ソフトウェア 償却	
平成 16 年 3 月期	-	-	-	上場直前々期
平成 17 年 3 月期	-	-	-	上場直前期
平成 18 年 3 月期	-	-	-	上場申請期
平成 19 年 3 月期	0	-	-	
平成 20 年 3 月期	4	202	6	
平成 21 年 3 月期	-	459	74	
平成 22 年 3 月期	-	922	149	
合計金額	5	1,584	230	

- 1 百万円未満を切り捨て表示している。
- 2 ソフトウェア等は税込金額である。

### 再発防止策の提言

#### 1 関与取締役の経営からの完全な排除

関与取締役は、監督官庁の任意調査によって本件が発覚するまで、前述のとおり巧妙かつ悪質な不正会計処理を継続したものである。

また、一部の従業員に対して業務命令として不正会計処理の一部分を担わせていた。

関与取締役は、有価証券報告書という株主にとって極めて重要な書類について、虚偽の事実を記載することもいとわないというコンプライアンス意識の欠如、株主や取引先に対する責任感の欠如、不正会計処理に関与させられた従業員の苦悩など顧みない態度からして、経営者としての資質を疑わざるを得ない。

したがって、関与取締役の経営からの完全な排除が必要である。

また、関与取締役の不正行為の温床となった経営会議は即刻廃止すべきであり、透明性の高い組織の構築が必須である。

#### 2 社外取締役制度の採用

本件の不正会計処理は、創業者 3 名の社内取締役によって行われたことに鑑みれば、会社運営に対するチェック機能を充実させる目的で、業務執行者から独立した立場で

の外部からの客観的な意見を会社運営に反映させるべきであることから、社外取締役を選任すべきである。

### 3 内部監査室の強化

当社では、会社法施行に伴い、平成19年3月より、内部監査室を設置している。

しかるに、馬谷氏は、あえて不正会計処理が発覚しないよう、内部監査室長の人選を自ら行った。

内部監査室は、独立の立場から内部監査を行うべきものであるから、その人選も適材をもって当たるべきであるが、当社においては、不正行為を行った財務担当取締役である馬谷氏自身による人事介入を招いている。

そこで、内部監査室を人選面において強化するとともに、取締役による恣意的な人事介入を排除するような組織作りが必要である。また、内部監査室と監査役との連携を図る必要がある。

### 4 相談・通報制度

今回の関与取締役による不正行為及び犯罪行為につき、複数の従業員が加担させられている。関与取締役は、創業者であるとともに、中学・高校の同級生であり、その結束は非常に強固なものであった。したがって、従業員が仮に不正行為あるいは犯罪行為に気付いたとしても、辞職を覚悟しなければ、関与取締役に具申できる体制になかった。

したがって、当社としては、今回の件を機に、顧問弁護士を含めた社外弁護士や強化された内部監査室に直接相談・通報できる制度を設置すべきである。

### 5 営業及び案件推進担当部署と財務統括部との役割の明確化

当社では、「1(1)」記載のとおり、平成19年3月期までは、3百万円以上の案件については、売上計上基準として進行基準を採用していた。

進行基準が適用可能な前提条件は、「2(1)」記載のとおりであるが、当社では、「2(2)」記載のとおり、馬谷氏が、独自の判断で日別タイムシート及び案件別人件費表を記載するとともに、関係する会計証憑を同人自ら又は部下に命じて偽造させるなど、前提条件を逸脱する行為をあえて行ったことが認められる。

これは、営業及び案件推進担当部署が本来行うべき営業管理を行わず、逆に本来関与すべ立場にない財務担当取締役である馬谷氏が行ったことに起因することに鑑みれば、営業及び案件推進担当部署と財務統括部との役割の明確化が必要である。

### 6 売上計上基準に対する役職員のモラルの確立

今回の不正会計処理は、財務担当取締役馬谷氏の売上計上基準に関するモラルハザ

ードに起因するものである。したがって、今後は、当社の全役職員に対し適切なモラルの醸成を図る必要がある。

## 関係者の責任

調査の結果、本件について、関与取締役を含め 5 名が関与していたことが判明した。その責任及び処分は以下のとおりが相当であると思料する。

### 1 山崎氏

山崎氏は、創業以来、代表取締役社長として、取締役及び従業員を指揮監督すべき立場にある。しかるに、馬谷氏の不正会計処理を知情後も、馬谷氏に対し中止を求めないばかりか、かえって自らも不正会計処理に協力するなど、その責任は重大である。したがって、代表取締役社長を辞任し、取締役を辞任すべきである。

### 2 馬谷氏

馬谷氏は、創業以来、財務担当副社長として、財務管理部門について責任のある立場にある。しかるに、自ら架空の売上げを計上した上、従業員を 2 人も不正行為に巻き込むなど、その責任は重大である。したがって、取締役を辞任すべきである。

### 3 渡部氏

渡部氏は、創業以来、営業担当副社長として、営業部門に関して責任のある立場にある。しかるに、今回の不正会計処理の発端となった法人営業部門の不正行為につき、知情後も馬谷氏に対し中止を求めないばかりか、かえって不正行為を自ら行うなど、その責任は重大である。したがって、取締役を辞任すべきである。

### 4 X氏

X氏は、本件不正会計処理に関して、犯罪行為を含む不正行為を馬谷氏と共同して行っていたことから、その責任は軽微とはいえない。しかし、同人の関与は馬谷氏による違法業務命令に基づく受動的なものであること、平成 19 年 12 月に既に当社を退職していることに鑑みれば、今回は処分の対象とすべきではないと思料する。

### 5 Z氏

Z氏は、ソフトウェアの架空計上による資金の捻出に関与したこと、監査法人に対

して虚偽の説明を行ったことなど、その責任は軽微とはいえない。

しかし、馬谷氏からの業務命令により関与を強要されたこと、馬谷氏はZ氏の関与前から単独でも不正行為を行っていたので、仮にZ氏が関与していなかったとしても不正行為を単独で継続していたであろうと思われること、不正行為によって一切利得を得ていないことに鑑みれば、処分すべきではないと思料する。

以上